

# 平成 2 3 年度予算について

# 資源管理・漁業所得補償対策

【51,818(10,192)百万円】

## 対策のポイント

適切な資源管理と漁業経営の安定を図り、国民への水産物の安定供給を確保するため、計画的に資源管理に取り組む漁業者に対し、漁業共済・積立ふらすの仕組みを活用した資源管理・収入安定対策を構築し、コスト対策であるセーフティーネット事業と組み合わせ、総合的な漁業所得補償を実現します。

## <背景/課題>

- ・漁業者が将来にわたって持続的に漁業経営を維持していくためには、適切な資源管理と漁業経営の安定をともに実現していくことが必要です。
- ・近年、燃油・養殖用配合飼料価格の高騰により漁業者の経営に大きな影響が出ており、価格高騰の影響を緩和するためのセーフティーネット対策を整備することが必要です。

## 政策目標

資源管理・漁業所得補償対策のもとで資源管理に取り組む漁業者による漁業生産の割合 70% (平成23年度)

## <主な内容>

### 1. 資源管理に取り組む漁業者に対する補助

漁業共済・積立ふらすの仕組みを活用し、漁業者による資源管理の取組に対する補助として、収入額が減少した場合に減収補填をします。

漁業収入安定対策事業 39,968(0)百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：全国漁業共済組合連合会

### 2. 資源管理指針策定・資源管理計画履行確認等に対する支援

都道府県が行う「資源管理指針」の策定、漁業者への支援に際して行う資源管理要件の履行確認等において重要な役割を担う資源管理協議会（仮称）の開催等に必要経費を助成します。

資源管理体制推進事業 578(0)百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：資源管理協議会（仮称）

### 3. 資源管理計画等の推進に対する支援

資源管理計画等の推進のための漁業者協議会の開催等に必要経費を助成します。

資源管理指針等推進事業 86(0)百万円  
補助率：定額、1/2  
事業実施主体：民間団体等

#### 4. 漁業共済の加入漁業者に対する助成

漁業災害補償法に基づき、災害等による損害を補填する漁業共済の加入漁業者に対して国庫補助をします。

漁船再保険及び漁業共済保険特別会計へ繰入（漁業共済保険勘定繰入分）  
10,370（8,237）百万円  
補助率：定率  
事業実施主体：国（漁船再保険及び漁業共済保険特別会計）

#### 5. 燃油・養殖用配合飼料の価格高騰対策

漁業者と国の拠出により、燃油価格や配合飼料価格が急騰したときに補填金を交付します。

漁業経営セーフティネット構築事業 817（1,955）百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：  
1、4の事業 水産庁漁業保険管理官 （03-6744-2355（直））  
2、3の事業 水産庁管理課 （03-3502-8437（直））  
5の事業 水産庁企画課 （03-6744-2341（直））

# 資源管理・漁業所得補償対策の概要

## ポイント

【平成23年度概算決定額 51,818百万円】

- 国民への水産物の安定供給を図るため、計画的に資源管理に取り組み漁業者を対象に漁業共済の仕組みを活用した資源管理・収入安定対策を講じ、コスト対策を組み合わせて、総合的な所得補償制度を構築。
- 漁業共済の対象となっている漁業種類（沿岸・沖合・遠洋漁業・養殖業）を対象。

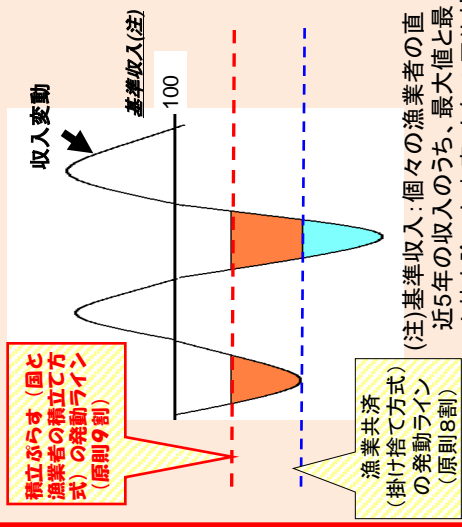
## 資源管理への取組

- 国・都道府県が作成する「資源管理指針」に基づき、漁業者（団体）が休漁、漁獲量制限、漁具制限等の自ら取り組む資源管理措置について記載した資源管理計画を作成し、これを確実に実施
- 養殖の場合、漁場改善の観点から、持続的養殖生産確保法に基づき、漁業協同組合等が作成する漁場改善計画において定める適正養殖可能数量を遵守

## 資源管理・収入安定対策

## 資源管理・収入安定対策を実施

- ✓ 基準収入（注）から一定以上の減収が生じた場合、「漁業共済」（原則8割まで）、「積立ふらす」（原則9割まで）により減収を補填
- ✓ 漁業共済・積立ふらすの仕組みを活用して、資源管理の取組に対する補助を実施。
- ※ 補助額は、漁業共済掛金の30%（平均）、積立ふらすの積立金（漁業者1:国3）の国庫負担分に相当。
- ✓ このほか、積立ふらすの加入要件を緩和



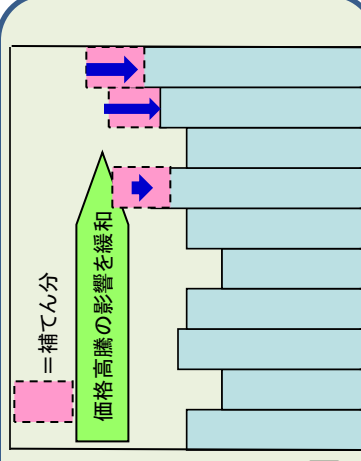
## 資金の積立

- 漁業者と国が1:1の割合で資金を積立

## コスト対策

## 価格高騰の場合に補填

- ✓ 原油価格・配合飼料原料価格が、直前2年間の平均価格の115%を超えた場合、超えた分を補填



※ 平成22年度より導入済みの「漁業経営セーフティネット構築事業」の仕組みを活用

## 資源管理体制推進事業（新規）

### 1 趣 旨

近年、我が国の食料自給率向上が大きな課題となる中、水産物についても自給力・自給率の向上は主要課題である一方、我が国周辺水域における資源の水準は、資源評価対象魚種のうち約4割が低位を占めるなど、全体として厳しい状況にあります。

このような中、適切な資源管理により資源の維持・増大を図るため、平成23年度より導入される「漁業収入安定対策（仮称）」の中で、新たに策定される「資源管理指針・資源管理計画（仮称）」に基づき、資源管理の推進に国を挙げてより一層取り組む必要があります。

このため、都道府県に設置され、同指針及び同計画の策定・運用において重要な役割を担う資源管理協議会（仮称）に対して支援を行います。

### 2 事業内容

都道府県が行う「資源管理指針（仮称）」の策定・見直しや、資源管理計画に定められた資源管理措置の履行確認等において重要な役割を担う資源管理協議会（仮称）の開催等に必要な経費を支援します。

### 3 委託先及び事業実施主体

資源管理協議会（仮称）

### 4 事業実施期間

平成23年度～平成27年度

### 5 平成23年度概算決定額（前年度予算額）

577,914千円（　　－　　千円）

（目）水産資源回復対策事業費補助金

### 6 補助率等

定額

### 7 担当班及び内線番号

資源管理企画班 内線6663

（担当課：水産庁管理課）

## 資源管理指針等推進事業費（新規）

### 1 趣 旨

適切な資源管理により資源の維持・増大を図るため、新たに平成23年度より導入される「漁業収入安定対策（仮称）」の中で、「資源管理指針・資源管理計画（仮称）」等に基づき、国、都道府県、漁業者が一体となって資源管理を推進していく必要がある。このため、資源管理計画等の推進に係る体制整備等を実施し、加えて、資源管理の推進にあたって、取締機関と有機的かつ広域に連携した漁業者による自主的な密漁等の防止対策を行う。

### 2 事業内容

#### ①資源管理計画等の推進体制整備・普及啓発に要する経費

資源管理計画等の作成・見直しを推進するため、漁業者協議会の開催、資源管理アドバイザーの派遣を実施するとともに、漁業者等への普及を行うための講習会を開催する。

#### ②資源管理計画等の作成・評価等のための調査に要する経費

資源管理計画等を作成・見直しするにあたり、基礎となる資源管理措置に関する科学的な調査・整理・分析、資源管理計画等の効果検証や改善方策の検討に役立てるための多角的調査を行う。

#### ③漁業者が行う密漁防止活動の推進事業費

密漁手口の広域化に対応するため、関係機関が連携した協議会の開催や合同訓練の実施、密漁防止マニュアルの作成等、密漁防止に係る漁業者による自主的な取組を実施する。

### 3 事業実施主体

民間団体等

### 4 事業実施期間

平成23年度～平成27年度

### 5 平成23年度概算決定額（前年度予算額）

85,596千円（—千円）

（目）水産資源回復対策事業費補助金

### 6 補助率等

定額、1/2

（1）資源管理計画等推進体制整備・普及啓発に要する経費

定額

（2）資源管理計画等の作成・評価等のための調査に要する経費

定額

（3）漁業者が行う密漁防止活動の推進事業費

1/2

### 7 担当班及び内線番号

T A E 班 内線6664

沿岸調整班 内線6701

（担当課：水産庁管理課、沿岸沖合課）

## 水産業体質強化総合対策事業のうち再編整備等推進支援事業（拡充） （省エネ対応・資源回復等推進支援事業を名称変更）

### 1 趣 旨

資源水準に見合った漁業体制構築を推進するため、「資源管理計画」に基づき漁業者が自主的に行う減船等を支援する。

### 2 事業内容

（1）国は、事業実施主体が行う本事業の実施のための基金造成に対し助成し、事業実施主体は、以下の事業の実施機関（漁業協同組合連合会、漁業協同組合等）に対し助成金を支出する。

#### ①再編整備支援事業

資源管理計画に基づき行われる減船等に対して支援を行う。

※再編整備支援事業については、従来、残存漁業者の負担割合を定めていたが、減船する者と残存漁業者の間で合意した負担割合で事業を実施できるように見直す。

#### ②魚種転換等支援事業

資源管理計画に基づき、対象魚種の漁獲努力量を削減するために、漁獲対象魚種又は漁業種類の転換に必要な漁具・漁労設備の取得と不要漁具の処理に対して支援を行う。

（2）実施機関は、事業実施主体からの助成金と都道府県、漁業者等の負担により事業資金を造成し、これらの事業を実施する。

（3）資源回復計画から資源管理計画への移行期間における経過措置として、現在実施中の資源回復計画に基づき行われる取組については、上記（1）の再編整備支援事業、魚種転換等支援事業のほか、推進支援事業及び省エネ漁業対応型事業による支援を23年度まで継続する。

#### 【参考】

##### ア 推進支援事業

休漁期間中の漁業経営の維持、漁具の改良、休漁中の漁船の有効活用等に対して支援を行う。

##### イ 省エネ漁業対応型事業

資源回復のための漁具改良とあわせ行う省エネルギーのための漁具改良等に対して支援を行う。

### 3 事業実施主体

民間団体

### 4 事業実施期間

平成21年度～平成25年度

### 5 平成23年度概算決定額（前年度予算額）

155,654千円（850,000千円）

6 補助率  
定額

事業実施機関に対する助成率

	事業助成	融資助成
①再編整備支援事業：大臣許可等漁業	4 / 9 (※2 / 9を上乗せ)	1 / 2
知事許可漁業	1 / 3 (※1 / 6を上乗せ)	1 / 2
②魚種転換等支援事業：	1 / 2	

【参考】

ア 推進支援事業：	1 / 3 (※1 / 6を上乗せ)
イ 省エネ漁業対応型事業：	1 / 3 (※1 / 6を上乗せ)

※日本海及び東シナ海における暫定水域及びその周辺水域等で操業する漁業者  
が取組を行う場合

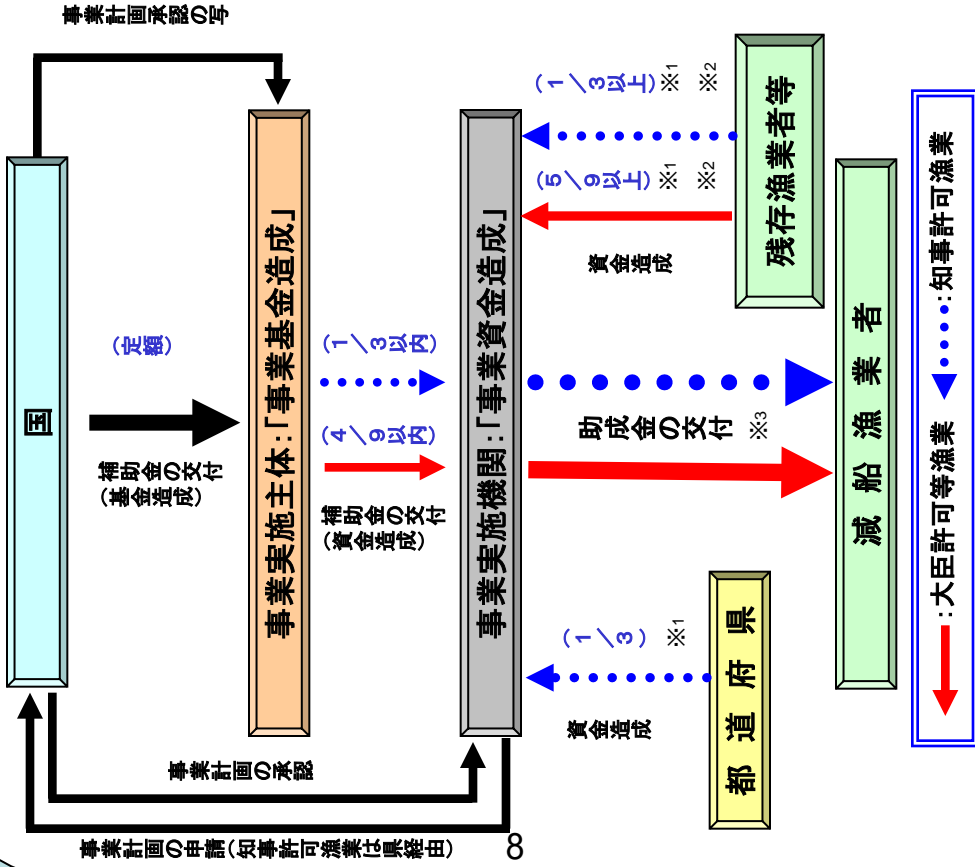
7. 担当課

水産庁企画課	03-6744-2341 (直)
管理課	03-3502-8452 (直)
沿岸沖合課	03-5510-3307 (直)
遠洋課	03-3502-8479 (直)

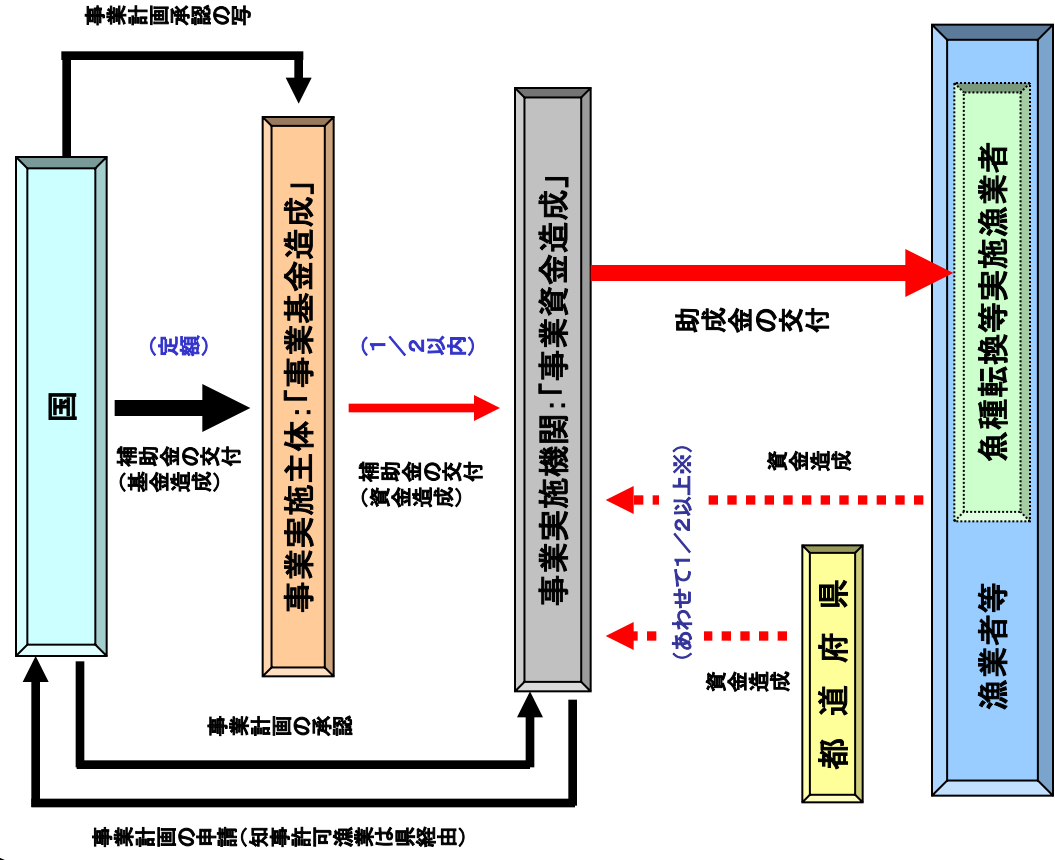


# 再編整備等推進支援事業の仕組み

## 再編整備支援事業(減船)

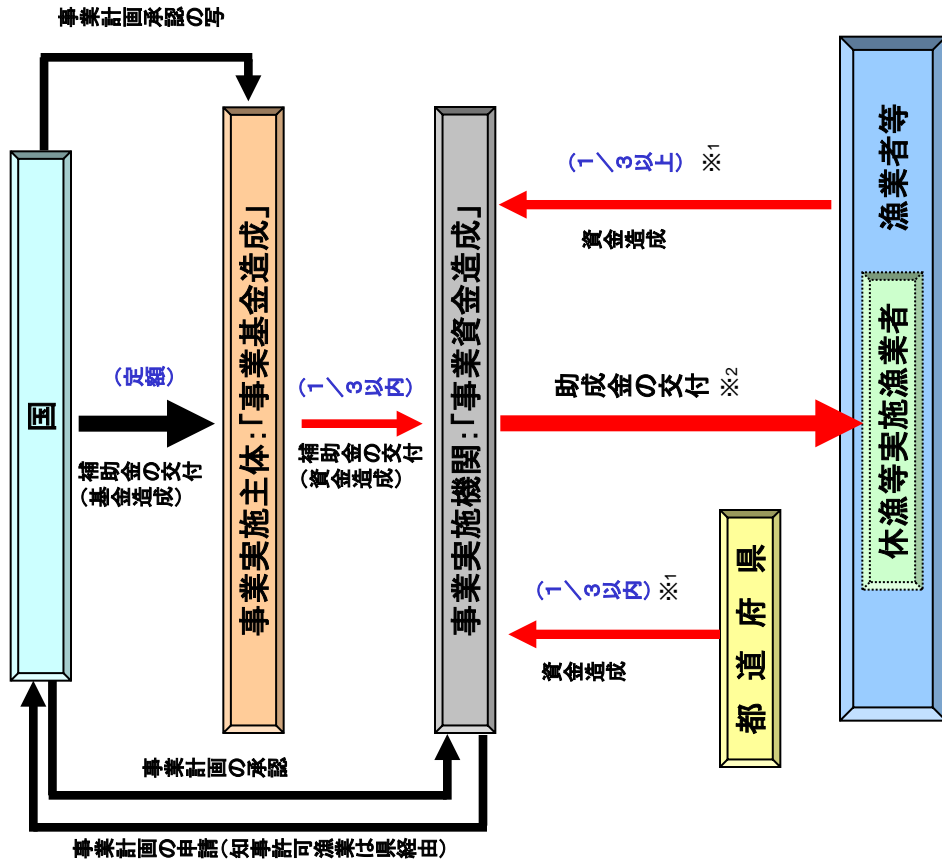


## 魚種転換等支援事業



【参考】

推進支援事業(休漁等)、省工ネ漁業対応型事業



※1休漁推進支援事業については、都道府県、漁業者等の負担を義務付けせず任意とする。  
 ※2日本海及び東シナ海における暫定水域及びその周辺海域等で操業する漁業者が取組を行う場合、1/6を上乗せし、これに伴い漁業者等の負担割合を低減する。